



しゅぶと川



温泉の改修箇所を調査する議員 2月1日

主な内容

平成17年第4回定例会

- 水道・下水道料金値上げ決定 …… 2
- 2 教育施設で石綿の使用が判明 …… 3
- 平成16年度決算を認定 …… 4
- 補正予算など …… 5
- 一般質問(6人の議員が質問) …… 7～19

平成17年第5回臨時会 平成18年第1回臨時会

…… 6

第153号

ブナ北限の里
KURUMATSUNAI

平成17年第4回

12月 定例議会

7日～14日

水道・下水道料金値上げ決定

～2月より15パーセント引き上げ～

一般用	基本料金	(平成18年2月より) 1,510円が	1,730円	(220円のアップ) に。
		(平成19年2月より)	1,960円	(450円のアップ) に。
	超過料金 (1 m ³ につき)	(平成18年2月より) 140円が	160円に。	
		(平成19年2月より)	190円に。	
業務用	基本料金	(平成18年2月より) 3,020円が	3,470円	(450円のアップ) に。
		(平成19年2月より)	3,930円	(910円のアップ) に。
	超過料金 (1 m ³ につき)	(平成18年2月より) 120円が	140円に。	
		(平成19年2月より)	160円に。	

特別委員会で審査されていた水道・下水道料金を上げるための条例の改正案が二年間で三割引き上げる内容とする町側からの訂正があり、議会において審議され、賛成多数で可決された。

特別委員会で審査されて

いた水道・下水道料金を上げるための条例の改正案が急激な負担増を考慮して緩和になっていった。

定例会第一日目に町より訂正の申し出があった。同日、給水条例の一部を改正する同特別委員会により訂正案が可決され定例会第二日目に賛成多数で原案可決された。

四回開催された簡易水道事業給水条例等審査特別委員会では、他町村の水道料金の現状や特別会計の財政シミュレーション等を検討し、審議した結果、町民の



市街地区簡易水道配水地

可決された簡易水道事業条例及び公共下水道条例の一部を改正する条例では、水道料金、下水道使用料とも現行料金の1.3倍の改定となっているが、経過措置として平成十八年二月から一年間に限り現行料金の1.15倍の料金としている。

教 育
行政報告



黒松内小学校の子どもたち
(体育館には石綿は含まれておりません)

他の教育施設には、
石綿なし

黒松内小学校、黒松内中学校で
石綿を含む吹付け材の使用が判明



黒松内中学校の授業風景

教育委員会では、町内教育施設6施設において、昨年9月より、石綿を含む可能性のある箇所の成分分析調査、空気中のアスベスト濃度の測定を実施した。その結果、の成分分析調査では、黒松内小学校の十五箇所の天井や梁に、黒松

内中学校の二十箇所の天井や梁に石綿を含む吹付け材が使用されていた。また、のアスベスト濃度では、黒松内中学校の全ての教室で比較的高い数値を示した。濃度：大気中1リットルあたりの繊維数(10本/ℓが法律での基準値)

教育関連施設アスベスト(石綿)使用状況調査の結果について

(教育委員会の資料より)

1. 調査時期 成分分析調査 平成17年9月30日～12月19日
アスベスト濃度測定 平成17年11月4日～11月30日
2. 調査地点 黒松内小学校、黒松内中学校、白井川中学校、総合町民センター、町民プール、豊幌生涯学習館
3. 調査結果

成分分析調査・・・普通教室を中心に40箇所よりサンプルを採取、11個の検体を作成して検査を実施。その結果、黒松内小学校の15箇所の天井・梁、黒松内中学校の20箇所の天井・梁にアスベストを1%以上含む吹付け材が使用されていることが判明いたしました。

アスベスト濃度調査・・・各測定地点でのアスベスト濃度は、0.2未満～1.9本/ℓであり、この数値は世界保健機構の基準や大気汚染法の石綿粉じん濃度と比較して、低い濃度でしたが黒松内中学校の全ての教室において、札幌市内のアスベスト濃度より数倍高い数値を示しました。

平成16年度各会計決算について、特別委員会を設置し、2日間に渡って審査された。町への審査意見をまとめ、各会計決算を本会議で認定した。

長引く不景気が、町の財政にも影響を与え、自主財源の町税や使用料の未納額が増え、地方交付税が前年度より7.9%も減額となった。

一般会計と6特別会計の決算総額は、約52億円となった。

**平成16年度
決算を認定**

**各会計の
歳出額**



経常収支比率 87.6パーセント

経常的な一般財源（町税・地方交付税などの収入）のうち、人件費・扶助費（福祉関係など）・借入金返済などの経常的な支出に使われる額の割合。低いほど弾力性（自由に使えるお金）がある。

財政力指数 0.154

標準の行政経費に対し、町税の収入がどのくらいあるかを見る指標。「1」以上になると地方交付税はなくなる。

起債制限比率 8.0パーセント

一般財源のうち、借入金の返済に充てる額の割合。20%を超えると起債（借入）が制限される。

基金の額 16億4,023万円

すべての基金を含む。

借入金額 50億1,193万円

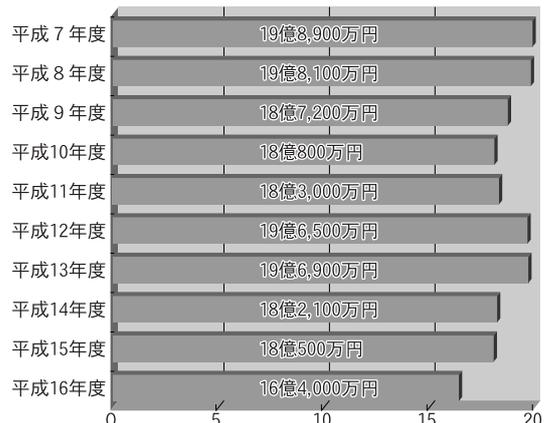
すべての会計を含む。

国民健康保険事業特別会計
国民健康保険税に多額の収入未済額が生じております。その徴収業務には努力を傾注しているところとは思いますが、長期滞納者を中心にその債権管理に万全を期すとともに、納税者に不公平感を与えないよう、なお一層努力を傾注されることを望みます。

一般会計
ごみ処理有料化に伴い、リサイクルの推進並びに減量化が図られたところですが、反面、不法投棄によるごみの散乱が目立つようになってきております。環境保全を推進する立場からその対処を検討されることを望みます。

審査意見

● 過去10年間の基金(貯金) 残高推移



補正予算

一般会計

来年度建設予定だった熱郭団地四棟目、五棟目の新築工事請負金、老人ホーム入所者が四人増えたことによる老人福祉施設措置費が主なもので、2億2494万5千円を増額。

(原案可決)

簡易水道特別会計

配水池増設の工事請負金及び実施設計委託料の入札減が主なもので729万4千円を減額。

(原案可決)

公共下水道特別会計

配水設備等工事資金助成金に希望者がなかったこと及び各種委託料の入札減が主なもので94万円を減額。

(原案可決)

国民健康保険特別会計

一般被保険者及び退職者

の療養給付費が伸びたことが主なもので1916万円を増額。

(原案可決)



一般会計

歩道等の除雪の対応について

問 歩道で除雪されていないところもあるが業者との対応は。

(岩澤議員)

答 建設水道課長

道道の部分は、土木現業所が管轄しており、現業所によると80cm〜1mの雪で除雪をするという話をしている。

ニセコバスの補助金の存廃の考えは。

問 ニセコバスの補助金の存続の考えはあるのか。

(上山議員)

町長 路線の存廃を含めて関係する町村等の担当者で協議する予定。



町民の足となっているニセコバス

農地台帳のシステム化の進捗状況は。

問 農地地図情報等システム導入の進捗状況は。

(戸澤議員)

答 農委事務局長

二月二十日までの工期で、十二月の時点では、四〇パーセントの進捗率。

熱郭住宅の隙間と結露の対策は。

問 熱郭住宅でドアの隙間と電気温水器を置いている場所の結露がひどいようだがその対策は。

(武田議員)

答 建設水道課長

現地確認して対応する。

パークゴルフ場の利用状況と新札対応の券売機設置の予定は。

問 歌才と道の駅にあるパークゴルフ場の利用状況と新札対応の券売機を設置する予定はあるのか。

(藤村議員)

答 教育次長

歌才のパークゴルフ場の収入は、157万7700円で前年度より約13万円の減。両替について現在パークゴルフ協会に協力を得ながら対応している。新札対応の券売機の購入は財政的に厳しい。

答 産業課長

みどりの郷パークゴルフ場の収入は、111万6000円で前年度より約6万円の増。

新札対応の券売機はないが、近くに道の駅があるのでそこで両替をしている現状である。

豊幌生涯学習館のひさし撤去工事の時期は適切か。

問 豊幌生涯学習館のひさし

し撤去工事は、今のこの時期にやる必要があるのか。

(菅議員)

答 教育次長

雪が降って積もるとひさし自体が対応できなくなるので、早急に対応したい。

制定された条例

町民の個人情報を守る

社会問題となっている個人情報的大量流出やダイレクトメールによる被害を防ぐため、住民基本台帳の閲覧に関し利用目的や閲覧者の審査手続きなどの必要事項を定めた住民基本台帳の閲覧に関する条例を制定する。

(原案可決)

選任

固定資産評価審査委員会委員 千葉孝宣氏(熱郭原野在住・六九歳)が再選された。(選任同意)

報告

定例監査の結果報告

平成十七年度の定例監査の結果、適正に処理されている旨報告された。

例月出納検査の結果報告

平成十七年八月分〜十分の出納検査の結果、誤りは認められなかった旨報告された。

意見書

件名	発議者	審議結果	提出先
建設業等の経営基盤の安定および季節労働者の雇用と生活の安定を求める意見書	原谷春男	全員賛成	内閣総理大臣ほか
森林・林業基本計画と地球温暖化防止対策の推進にかかる意見書	増山 勉	全員賛成	内閣総理大臣ほか
北海道財政の再建についての意見書	増山 勉	全員賛成	北海道知事

その他工事請負契約の変更、過疎地域自立促進市町村計画の変更があった。

(原案可決)

第五回臨時会

十一月二八日

改正された条例

職員給与を減額する

人事院勧告を基本とした内容で職員給与に関する条例等を改正し、給料月額を0.3%引き下げ

(原案可決)

承認

専決処分

大成団地の造林事業で伐倒面積の増、植栽密度を高くしたことによる事業費の増が主なもので213万1千円を一般会計補正予算第七回として、教育関連施設の石綿の浮遊調査測定委託料として52万9千円を一般会計補正予算第八回として専決処分した。(承認議決)

第二回臨時会

二月六日

補正予算

一般会計

黒松内温泉ふなの森の改修費用や昨年十二月からの大雪による除排雪費用の不足分が主なもので5190万円を増額(原案可決)

請負契約

町営住宅(熱帯団地・その他) 3) 新築主体工事
契約金額 2億475万円

ちよっと休憩

町の数字

一人の女性が一生の間に平均して産む子どもの数(合計特殊出生率)

	黒松内	北海道	国
H12	0.83	1.23	1.36
H13	1.12	1.21	1.33
H14	1.41	1.22	1.32
H15	1.38	1.20	1.29
H16	1.36	1.19	1.29

(黒松内は、年度、他は、年)



契約の相手方 木村建設組・久光工業特定建設工事共同企業体
概要 2棟16戸 鉄筋コンクリート2階建て、延べ床面積1404.5㎡
工期 平成十八年十月三十一日まで (原案可決)

温泉改修 決まる

平成十年度オープンより七年が経過し、浴場内の傷みや水周りの腐食が激しく、また営業の一層の効率化や集客増を図るため黒松内温泉を改修し、そのための費用として4650万円が一般会計補正予算として増額された。

主な改修内容として、中庭に厨房及び売店を移設、洋風風呂に岩盤浴を設置、寝湯の新設、ひのき風呂の改修などがあり、計三十五箇所にわたる。



岩盤浴を設置予定の洋風露天風呂

厨房移転、
岩盤浴設置など
費用総額
4650万円

一般質問

戸澤 和幸 議員 7～9 P

- 小規模校の存続とスクールバス運行の弾力化について
- 新たな農業経営安定化対策の位置付けと本町農業振興の今後の方向付けについて

菅 一 議員 9～12 P

- ごみ有料化に伴う住民負担軽減策について
- 堆肥製造施設にかかる農家支援対策について

畑井 信男 議員 12～13 P

- アスベスト対策について

岩澤 史朗 議員 13～17 P

- アスベストの状況と今後の対応について
- 道州制と市町村合併について
- 各種検診の受診率向上のための対策について

長谷川 実 議員 17～18 P

- 行政改革について

上山 忠義 議員 18～19 P

- 緊急通信網の整備について
- 児童生徒の登下校時安全対策について

小規模校の存続とスクールバス運行の弾力化について

戸澤 和幸 議員



質問
 今後の各小規模校の位置付けとスクールバス運行の弾力化について伺います。

このたび教育委員会においては、地区における教育懇談会を開催し、その中で小規模校のあり方について方向性を示してきております。それによりますと、小

規模校の特色を生かし存続させていくというこれまでの考えからの方向転換ではないかと受け止められるものがあります。これに至った事情を説明いただきたいと思います。

中ノ川中学校においては来年度一名になる予定です。生徒の教育環境が著しく不安視される中、保護者の希望で黒松内中学校を選択した場合、通学手段は保護者負担ということですが、過去の事例と違い、やむを得ない教育事案の理由であり通学手段は委員会において配慮すべきものと考えます。この際、スクールバス運行

の弾力化を検討すべきものと考えます。
 教育長の見解を伺うものです。



平成21年3月末で統合予定の中ノ川小中学校

答弁 若見 教育長



は著しく、今後の就学児童は減少の一途でありまして、特色ある家族的な教育環境が維持できない極小規模校となります。

そういった中で、教育力の低下が危惧されているところと

去る一〇月二六、二七日に昨年より一歩踏み込んで口頭試案ということで事務局が提示をし、それをたたき台にして忌憚のない意見をいただいたところです。

具体的な数字で申し上げますと、中ノ川小中学校の児童生徒数は十八年度で名簿上は九名ですが、確実なところは七名と推定しております。保護者は四家族となります。

理科あるいはバドミントン、ボランティア活動などで中ノ川を含む三校はいままで多くの顕彰を受け、管内はもとより全道、全国的な活躍をしてきております。本町の教育水準の向上に大変貢献をして、小規模校が有する家族的な教育力も改めて評価をされております。

しかし、校区における若年者の流出、少子化の進行

適正配置の再編基準の一

○名を割った時点で統合の是非について議論をするというところでこれまでも理解をいただけてきました。

二一年度には七名となります。十九年度から中学校の在校生が一名になります。現在のところ保護者の意向では黒松内中学校へということも聞いていますので、この年度以降は休校になるのではないかと考えています。

また、学年に一人しかいないという学級が四学級あります。そうなりますと社会性や自立性を含む意味で大変不安だという親御さんもあります。さらに、地域が結果として分断されることになっている。残念ながら子供が二つの地域に別れて通学していることから学校行事に地域の方々が参加をさせていただいていないという現実があります。

私共としては、上級生が修学旅行に行く一年前に、黒松内小学校に統合して集団生活にとけ込むように配慮をしたいということをお示ししたところです。

実は山村留学で三名を予定していましたが、実際やってみますと半年から一年ということ、人数も一、二名ということ、正直いって予想に狂いが生じております。

中学校においては生徒が多人数の関係の中で自己を確立していくものですか、一人中学生は避けたいという思いがありました。

そのような観点から中ノ川についてはやむを得ないものと考えています。後志管内で唯一の小中併置校で特色ある学校ですので消すのは忍びないのですが、極小規模校になりますと短所の方が上回りますので、二一年三月末をもって統合したいと考えています。

白井川小学校については、十八年度は一〇名ですが、以後六名となり一〇名を割り込みます。しかしこの地域は保護者が七家族で、高速道路のジャンクションができるということ、地域振興の関係で就業環境も好転するのではないかと、思いもあります。

また地域が一体となって学校を支えている環境にありますから、小規模校の特色を生かして地域の自然や人的資源を活用した体験型の特色ある特認校（*1）という位置付けで全ての校区から就学できる環境を整えていきたい。

つまりバスを回して、できる環境を整えていきたいと考えています。

白井川中学校については、二一年三月まで地元の生徒で再編基準以上を確保できますので、現行のまま継続させていく。ただ、これ以降は六名以下となりますので一九年一〇月までに特認校にするか黒松内中学校に統合するか、方針を決定したいと考えています。

質問に、中ノ川の中学生が通学区域の弾力化を使つて黒松内中学校に通う場合にスクールバスの対応ができませんかということがありましたが、結論から申し上げます。いまのスクールバスというのは統合に伴う旧校区からの児童生徒の送迎

と、統合された学校の学習活動の利用に限って運行が認められている。

それから車両購入費の補助金の関係、それと運行経費には交付税が措置されているのですが、目的以外に使うと交付税が入ってこなくなる。

また、今後八年間位大成地区や作開地区からの通学が見込まれます。あとクラブ活動などの随時運行で一杯ですので、ここしばらくは寄り道は厳しい状況にあります。

このようことから対応はできないと考えております。

*1 特認校
町内全ての校区から就学することができる学校で、地域の自然資源・人的資源を活用し、体験型の特色ある学校づくりを進める学校
(自然学校との協働授業、山村留学生の受入、特別教育力支援の継続)

新たな農業経営安定化対策の位置付けと本町農業振興の今後の方向付けについて

戸澤 和 幸 議員

質問 今回市町村の基本構想における目標所得水準の確保と農家戸数の維持を目指し、担い手対策として品目横断的、新たな経営安定化対策が十九年度をめどに農林水産省から示されました。経営全体に着目して支援する政策で、従来の全農家を対象にしてきた対策を意欲ある担い手に集中させる支援策で、要件は現行の担い手経営安定化対策に準ずるものですが、認定農業者を対象に本道においては一〇割以上の目標面積確保と、対象品目を米、麦、大豆、甜菜、でん粉原料馬鈴薯の五品目を基準とし、一定条件下において市場価格を勘案し、所得補てんをする日本型の直接支払い制度となっています。

平成二二年には、効率的かつ安定的な農業経営として法人含め四〇万戸の経営

体確保で自給率向上を目指す政策転換であります。いわゆる一握りのエリート経営の救済策であり、自給農家が十二割減り兼業農家が三・三割減となっている現実の中で、担い手対策だけで自給率を向上させることができるのか疑念があります。

今回の転換は問題が多く、何よりこのような詳しい内容を把握していない農家が七割以上いるということ。本町においてこの制度をどのように受け止め、農家に周知していくのか。また、この制度が現実化した際、農業振興計画と支援方針をどう築き上げていくのか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

答弁 谷口町長



本年三月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画は危機的な状況である農業、農村を地域内の担い手を中心として地域の合意に基づき再編し、食料の安定供給のほか国土、自然環境の保全、良好な景観の形成や文化の伝承といった農業、農村の持つ多面的機能の維持、発揮を目指すものです。

全体に改め、かつ対象者についても担い手への対策に集中することで諸外国との生産条件格差を是正し、これからの農業を支える担い手を育成しようとするものです。具体的には、麦、大豆、甜菜、でん粉原料用馬鈴薯の個々に行っていた交付金などの対策を改め、過去の生産実績や毎年の生産量に基づき交付金を支払うものです。対象者は認定農業者（＊2）であり、かつ一〇〇畝以上の経営規模面積を持つ農家です。また、一〇畝以下の面積であっても、農業所得や対象品目の割合によっては対象となります。

本対策にかかる周知につきましては農業委員会と町総合農業推進協議会が主催し、一月下旬に説明会を開催する予定になっています。対象外の農家の対策につきましても、作物を転換することや複数の農家による集落営農組織を結成するものなどがありますが、集落営農の場合は農業生産にかかる収支を一元化する必要がある、あわせて将来的には法人化が求められることから、本町の場合は難しい点があると考えています。なお、本対策及び集落営農のあり方については具体的な内容が示されていませんので、今後これらの情報に留意をし農家への対策を考えていきたいと思えます。

今回の品目横断的経営安定対策にしても、先般報道されました牛乳の生産調整対策にしても、今後は規模拡大指向農家と規模縮小あるいは離農予定農家の線引きがより明確にされてしまうこととなります。この判断をするのは基本的には農家の方々自身でありますので、町としては的確な判断をいただくための情報提供やそれぞれの支援策を農業振興計画などで明らかにしていくことが重要であると認識しています。いづれにいたしましても、これからの農業経営は農協や町がリーダーシップを取るのではなく、農家の方一人ひとりが経営者としての考え方を自覚していただき、それに対して町として支援できるものがあれば支援していくという関係が一番望ましいのではないかと考えます。

いまの農業事情からして、他の国と肩を並べて互角にいくとすればこの制度はやむを得ないのではないかと

思います。もれる農家については、地域でどういった形で生産を上げる方法があるのか。これらを農家自身が考えていただき、その中で町が支援できるものは積極的に支援をしていきたい。従来のようにもれたものについては一律に補助しますよということでは、できる策にはならないのではないかと考えています。

ごみ有料化に伴う住民負担軽減策について



菅 一議員
入し、その中で協議決定されるものであり、実施後三年が経過した段階で協議し見直すところは見直すよう提言していきたいという答弁でした。
町民は全道でも一、二番に高いごみ袋の有料化のもと、なんとかごみ量を減らすと分別に協力し、家の中に大きなごみ箱を何個も設置し、苦勞してきているのです。
これ以上ごみを置くス

質問
ごみ処理に関する有料化については、これまで何度も一般質問をしてきたところですが、その間、本町は一部組合に加

＊2 認定農業者
これからの町の農業を担う地域農業の主要な担い手として位置付けられ、農業経営基盤強化促進法（昭和五五年五月施行）に基づき、町が地域の実情に即して策定した「基本構想」により経営改善計画が認定された農業者

ペーアの確保が困難な状況の中で有料化して二年有余しか経過していないのに可燃ごみの週一回の収集を実施した訳です。可燃ごみには生ごみも混入しており、

長期間の保管にも困る状況のものであります。

行政は、いままでのサーピスを低下させないために

有料化に踏み切ったはずなのに、なぜ町民に対してこれ以上負担を強いるのか、

納得できない町民も多くいる訳です。一部事務組合の方針が変わったのか伺います。

資源ごみについては分別をし、水洗いをして指定込み袋又はシールを用いてステーションに持ち込みをする訳です。一方、行政では

資源ごみの集団回収を実施しています。こちらの方は水洗いをしなくてもよい、

無料である。さらに町から奨励金が出るシステムになっています。

これは事業者、町内会などが対象ですが、同じ有価物を出すのに、一部事務組合に出すのには有料で、し

かも水代もかかる。集団回収は無料で回収業者が引き取り、洗わなくてもよく、団体に奨励金まで出るというシステムになっている訳です。

有価物ということであれば、一部事務組合に出す資源ごみも無料にすべきではないでしょうか。

次に不法投棄対策についてです。ごみステーションでのルール違反となつて

いる犯人のわからないごみ、また道路沿いや駐車場の不法投棄による問題があります。

ステーションについては町内会などでいろいろ対策を取っていますが、なかなか改善されない状況にあります。回収されないごみについて、ほとんどが町内

会役員で対応しているのが実状です。

道路沿いや駐車場などは看板を設置し啓発していますが、まるで効果のない状況にあると思います。

このような問題が生じるものとはいいませんが、少

なからず影響していると思われる訳です。行政はこの問題についてどのように取

り組みを進めようとしているのか伺います。



答弁

谷口町長

可燃ごみの収集につきましては、昨年度まで市街地週二回、その他の地域を週一回の体制で実施してきました。しかし、分別拡大などで大幅にごみ量を減らすことができたことや、収集体制の効率化による収集経費の削減、さらには地域格差の解消などから今年度より市街地においても週一回で行うことにしたところで

町としては可燃ごみの四

割を占めるといわれる生ごみを資源化することが循環型社会に適応した取り組みであると判断し十一年度から助成制度を設け生ごみ処理機の設置を呼びかけてきたところです。その結果導入家庭は年々増加しており、また生ごみの出し方についてもそれぞれ工夫しながら取り組んでいただいているところ

です。生ごみのおいや衛生対策として、四月には光触媒による消臭テストを実施しております。結果的には効

果が低く、実用的でないことがわかりました。現在バイオマスのモニターを町民に依頼し実施中です。今後はテスト結果をみて消臭対策制度なども検討してみたいと考えているところ

です。ごみ量だけのことを申し上げますと、週一回の収集

で間に合いますし、財政的な負担も大きく軽減できることを考えますと、現状の

収集体制を維持しながら住民の段階で再資源化に取り

組める環境づくりや消臭対策などを積極的に推進していきたいと考えています。

次に資源ごみ袋の無料化についてです。町としては、

ごみ量を減らすことが町民にとって負担軽減になると

して昨年から有価物回収奨励事業を実施しているところ

です。この事業により回収された資源ごみは二五トで、資源ごみ全体の四

割強に当たり今年度も上半期で既に一〇ト近くの資源

ごみが回収されています。こうした現状をみますと

住民の皆様や事業所などの

方々が事業の趣旨を理解され、みずからごみ処理経費を減らすべく努力をされているものと推測しております。

ただこの事業を実施する上で一番課題となるのは、保管場所の確保が難しいことです。この課題の解消がさらにごみの減量化につながりますので、今後この対策についても検討してみたいと思っております。なお、全体のごみ処理にかかる住民負担は、四人暮らしの家庭で当初予定していた額の約四割の月平均四五〇円で推移しています。一方、南部後志衛生施設組合に目を向けますと、以前に建設した資源ごみ保管施設の元利償還が来年度から始まり

ます。このことによりごみ処理

費用の負担が確実に増えることになり、このような状

況の中で資源ごみの無料化を実施することは、本町の

みならず構成町村の厳しい財政事情に拍車をかけること

になりまして、無料化で処理できる有価物ルート

の発掘と確保に努めていき
たいと考えています。

次に不法投棄防止対策に
ついてですが、対策として
は、月一回職員による全町
監視パトロール、郵便局外
勤職員による情報提供など
の他、ごみポイ捨て等防止
条例啓発看板の設置やごみ
ゼロ週間にあわせた全町ク
リーン作戦などをしており、
さらにごみステーションに
不正に排出されたごみを地
域で処理していただく環境
対策費交付金を各行政区に
交付しています。

国道や道道の沿道及び駐
車場におけるごみの散乱に
つきましては、基本的には
それぞれの管理者の責任に
おいて管理するのが原則と
なりますので、その状況に
よってそれぞれ管理者と対
応を協議していかなければ
ならないものと考えていま
す。
不法投棄の問題は行政だ
けで一朝一夕に解決するも
のではありません。皆様か
ら御意見や御提言をいただ
きながら、行政と町民が協
働して問題の解決に当たっ

ていかなければならないと
考えます。

質問の中でなぜ弱者に負
担を強いるのかということ
がありました。いまは、そ
の資源を活用するという意
味で循環型社会といわれて
います。ただ行政に負担を
させればいいという時代で
はない訳です。それぞれが
負担することによって問題
を解決していくという手段
になつていく訳ですから、
当然そのような手法があつ
ていいのではないかと思っ
ています。

家庭内のごみ処理に困つ
ている方もいると思います。
それは一つの工夫によって、
その日その日の生ごみをき
ちつと新聞で包装して、そ
れを一週間重ねておくこと
によってにおいを消せると
か、様々な工夫は実はある
訳です。そういうことが、
に意を尽くしていくことが
いまいわれているように国
全体で社会を明るくし、環
境をよくしようとしていく
ことに貢献をしていく仕事
だろうとこのように思っ
ています。

堆肥製造施設にかかる 農家支援対策について

菅 一 議員

質問

整備された施設は
町有物であり、管
理運営に関してはJAよう
ていに委託している訳です。
JAが加入している三五戸
の農家と協議をし処理料金
の設定や製造された堆肥の
販売価格を決めていくとい
う中身で維持されています。
当初決定された処理料金
はトン当たり四五〇円であ
り、一戸平均年五〇万円の
負担になります。製造され
た堆肥の販売価格はトン四
五〇〇円で着払いでJAよ
うてい管内の農家に利用し
てもらう内容でありました。
しかし、製造された製品
は思うように売れない状況
にあります。理由は製品が
悪く畑作に適さないという
ことです。毎日処理する原
料は搬入されてくる訳です
から、悪い製品でもどんど
ん製造される訳です。

今後どのようになってい
くのか心配なところです。
この点についても伺いま
す。
さきの決算特別委員会に
おいて、処理量が当初予定
より大幅に増えているため
いまの施設では処理しきれ
ない、各農家に自己保留を
お願いしている状況である
という説明がありました。
各農家の方々は大変怒つて
いる訳です。
堆肥を自己責任で保留す
る施設より国が推進する農
村振興総合整備事業の方が
得策という説明を受け、高
額な高速堆肥化施設を整備
する方向で決まったもので
す。
当初から水分含有量につ
いては心配されていたこと

ろですが、支庁などの話で
は処理可能であるから大丈
夫であるということでした。
いざ稼働してみると水分が
多く副資材を大量に混入し
なければならぬ状況で、
それに伴って処理量も多く
なってきたものです。
農家が出す原料の処理量
を減らす対策は必要不可欠
です。JAようていと協議
していることがあれば、お
答えをいただきたいと思い
ます。

答弁

谷 口 町 長

堆肥センターは十六年四
月より本格稼働しています。
今年前半までの状況につき
ましては原料が当初の計画
量以上に搬入されたことに
よる製造機械やトラックの
故障、またこれらに伴う品
質の低下や販売価格の問題
による堆肥の売れ行き不振
など、運営は決して順調な
ものとはいえない状況にな
っていました。
このため町として、堆肥
購入助成の増額補正による
町内農家の利用促進を図る

とともに、施設利用農家に
は緊急一時的な原料ふんの
自家保留に御協力をいただ
きました。また、よつてい
農協においても専任職員の
配置や販売価格の引き下げ、
組合員への販売促進強化を
していただくなど、関係者
が一体となつて安定運営に
取り組んできたところです。
堆肥センターの今後の見
通しですが、今年後半から
農協の専任職員が中心とな
り、副資材や回収ローテー
ションの見直しにより経費
節減に努め、同時に製品の
品質向上が図られたことに
より、農家の方から品質に
対する評価も高まってきて
いるところです。
販売面でも町内の農家の
方はもとより、よつてい農
協管内でも多くの農家の
方々に協力をいただいたこ
とにより、昨年製造分の製
品は全て完売し、今年製造
分も概ね順調な販売状況と
なっており、十一月末では
約三〇〇〇トがセンターに
貯留されている状況になつ
ています。今後関係者が
一体となつてこのような取

り組みを継続することにより堆肥センターも安定した運営が図られるものと考えているところですが、

町としても、この取り組みを支援するため、多目的利用が可能なヤードを来年度運営事業によりセンター内に整備をする予定として

います。次に酪農家が負担している処理料金については、施設整備にかかる全額を農協から借り入れしていること

とから、当初では償還金相当額として搬入原料トン当たり三〇〇円と地域施設等更新時負担軽減のための積立金として一五〇円、合計で四五〇円の予定でしたが、自家保留していただいた関係から若干負担増となる見込みです。

一方、センターの運営にかかる収支は大幅に赤字となつている現状であり、施設を管理している農協から事態を憂慮して当面安定運営対策として野菜選果場などの取扱いと同様に搬入経費を畜産農家側の負担したいとの申し出があり、

センター利用組合とも大筋で合意しているところです。現在でも厳しい経営状況

の中で畜産農家の負担増であり、本町農業の中心となつていく酪農や肉用牛を守つていくためにも、この問題に対して何らかの支援が必要であると考えているところ

です。三番目に処理量を減らす有効な対策はあるのかという質問です。

処理する原料の絶対量を減らし、できるだけ計画水分量に近づけることは製品堆肥の品質の安定向上はもとより、経費の節減や施設及び機械の損耗を防ぐ上からも何らかの対策が必要と考えています。

この有効対策として、現状では畜産農家の方々に一定量を自家保留していただくことが一番だと思つています。しかし一方では家畜排せつ物法の問題があり、ますので、堆肥舎や地下浸透の心配のないような堆肥盤が必要となります。利用組合構成員の内約六割がこうした施設整備がされていな

いこともあり、対応に苦慮しているところです。町として誘導策も含め、

その具体的な手法について関係者と協議をしていきたいと考えています。

土づくりは農業の基本でありますし、その貴重な資源となる完熟堆肥の製造施設が本町にあるということ

は大きな財産であると思つておりますので、今後とも関係する多くの方々の御支援、御協力をいただいでセンターの安定的運営に向けて取り組んでいきたいと考えているところです。

町としての今後の支援は、いかに堆肥を使う段階で農家の負担を軽減してやるか、その施策を新年度にどう落ち着かせるか。そのことに問題が移ってきたのではないかと思つています。

アスベスト対策について

畑井信男議員



質問

今定例会初日に教育行政報告の中で

結果が報告されました。黒松内小学校の含有率六割、黒松内中学校二割という数字が出た訳です。

早急な対応策が必要と思われませんが、どのように考えているのかお聞きしたいと思つています。

また、対策本部の設置についても検討すべきものと考えます。この点についても伺います。

答弁

若見教育長

石綿障害予防規則に定める「石綿等」に該当する石

綿の重量が一割を超え、黒松内小学校では最大六割、黒松内中学校では二割という測定結果が 나왔ました。

濃度におきましては、黒松内小学校では一リットル当たり〇・二本から〇・四本、平均で〇・一八本、黒松内中学校では〇・五本から一・九本、平均で〇・九四ということでした。

調査結果につきましては各学校に報告をしました。十二月九日付で各学校長名で保護者宛に文書により内容を周知したところです。町民に対しては広報などによりお知らせすることとしております。

二つの調査結果から、黒松内小学校においてはアスベスト濃度が除去などの目安とされている一般環境基準以下ですので、現状では概ね石綿などの粉じん飛散によるばく露の恐れがない状況です。

黒松内中学校においては、濃度が一般環境基準より高

い数値です。黒松内小学校と比較しても、微少な粉じん飛散が否定できないという状況から、来年度の学校工コ改修に伴い除去することとしております。

黒松内小学校につきましては、劣化損傷などにより将来的には飛散する可能性が否定できませんので、最終的には除去の改修を実施するまでの間施設の維持管理に万全を尽くしていかなければなりません。

現在総合計画において耐震を含めた改修工事が十九年度から二二年度までに計画されていますので、その時点で完全除去することにして、当面施設の維持管理に尽くすとともに、困り込み方式を早ければ次年度の夏休み期間を利用して対応したいと考えています。

答弁

谷口町長

対策本部の関係についてお話しさせていただきます。この件につきましては、

成分調査により黒松内小学校、黒松内中学校の両校で

アスベストを含有する吹き付け材の使用が判明しました。しかし、黒松内小学校では濃度が一般環境基準以下であり、現状では石綿などの粉じん飛散による被ばくの恐れがない状態であると判断されています。

また、民間の建築物や教育関連施設を除く公共施設につきましても、現地調査の結果全施設とも石綿などの使用は見受けられませんでしたので今のところ対策本部の設置は考えておりません。

ただ、本町でアスベストを含有する吹き付け材が確認されたことにつきまして、は重く受け止めておりますので、関係部署で対策チームを組織して今後の対応を検討していきたいと考えています。

札幌市内一般環境アスベスト経年変化

(単位：本/ℓ)

	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14
北 1 条 (中央区)	0.21	0.20	0.19	0.32	0.20	0.20	0.18
伏 見 (中央区)	0.21	0.21	0.14	0.26	0.33	0.23	0.15
発 寒 (西 区)	0.18	0.22	0.22	0.29	0.35	0.23	0.08
篠 路 (北 区)	0.24	0.26	0.24	0.23	0.26	0.23	0.11
厚別山本 (厚別区)	0.25	0.42	0.22	0.28	0.26	0.24	0.19

(教育委員会の資料より)

アスベストの状況と今後の対応について

岩澤 史 朗 議員



質問

八月二日に総務社会常任委員会による

学校訪問を実施し、その結果教育委員会からアスベストは使用していない、使用しているのは岩綿であるという報告がありました。総務社会常任委員会としては、黒松内中学校の教室天井吹き付け材の落下防止など、見えるところの修理についてはなんとか措置をすべきだという意見を出したところです。全体とすればアスベストが使用されていないという話を聞いて一安心したのです。

中、学校など教育関連施設における調査が指摘され、黒松内町においても調査を実施する経過だったと思います。

調査の結果は大変残念ながら、当初の見解とは大きな相違があり、アスベストが基準値を大幅に超えるものとなりました。

この基準値というのは教育長の視点と違うと思いますが、私は医学的な視点からいうと、一割ということではなく〇・一割未満であつても危険であるということ、これは世界の常識になりつつあるということ、その意味からヨーロッパ諸国で全面禁止になっている訳です。その点からいまして、大変な事態だと思つています。

アスベスト使用状況調査の結果をみますと、黒松内小学校においては含有量が一割以上のところがたくさんあります。六割という高い数値を示しているところ

もありません。学校ですので将来にわたつて大変危険性を伴うのではないかと思えます。現状ではアスベスト濃度は低いものの含有量が六割ということは見過ごすことのできない数値ではないでしょうか。

医学的には短期間においても、一〇年以上の潜伏期間があるといわれていますが、悪性の中皮腫がんにかかるケースもある訳です。

今後の対応をどうするか。子供の健康を考えると、小学校修繕の計画は、待つたなしになる。

中学校のエコ改修が来年始まる訳ですが、この点についてどうするのかということ、前回話を聞いたときにエコ改修のためにプレハブをつくつて生徒を移動させるということでした。これは当然ですが、できればこの時期を早めることはできないのか。

もしできないのであれば、廃校になっている学校あるいは教育委員会事務室の活用、このようなことを含めて緊急に対応しながらエコ

改修とリンクすることができないのか。

いずれにしても、来年の八月まで手がつけられないということではなしに、一定の方向性を出すべきではないかと思えます。

黒松内小学校は総合計画で平成十九年に建て替えというのですがあと二年待たなければならぬ。

飛散濃度が少ないということですがアスベストの含有量からいまして、いっどういうことになるかという危険性が多分にある訳です。

アスベストは今のところ飛散していない。これが何かぶつたり老朽化などにより飛散する濃度が高くなつていく訳です。

このようなことを考えるときに、財政が厳しい折ではあります。将来を見越して建築計画を立てていく、私はもうその検討時期に来ているのではないかと思えます。

次に自治体としての取り組みについてです。アスベストが使われた時

期は一九六〇年から九〇年あたりまでということになっていきます。このあたりに建てられた公共施設というのはかなりある訳です。これらについての調査をしていかなければならないのではないかと思います。

また民間の施設についても調査を促すような検討も必要になってくると思いますので、その点について考えをお聞かせください。

答弁 若見 教育長

黒松内小学校につきましては、含有率は国で決めている一割という基準より高い六割という数値になっています。しかし濃度は〇・二未満、一割中に〇・二本ということですが、実際計算上はもっと低いのですが、機械の誤差がありそれ以上測定できませんので〇・二未満という数字になっています。この数字で判断しますと札幌市の外気と同じくらいということになります。その意味では石綿などの飛散によるばく露はないとい

う判断に至っております。ただ、将来にわたって、地震や劣化損傷など多々考えられますので、文科科学省の指導もあり除去が必要であると。しかし、いま問題になっている耐震の問題もありますので、平成十九年から二二年にかけて、そういった部分を含めた改修、国の大規模改修事業のメニューに入っていますので、その中でやっていくという計画を立てています。

国では、高度成長期に建築された公共施設が全国的に更新時期を迎えていて、折からの財政問題もありまして、箱ものを建て替えて新築するという時代からリサイクル、新たに改修をしていくという時代に流れが変わってきています。学校もアスベスト問題と地震をセットで改修していくという国の流れですので、建て替えるする改築というのは現実的には難しいものと考えています。

黒松内中学校につきましては、明らかに飛散の状況は見受けられません。ただ、

濃度が〇・五から一・九本ということですので、一・九本というのは含有でいえば一割未満、つまり石綿などではないのではないかと。いわれているものであってモ一・九という数値が出ています。

石綿以外のケイ素というものが誤ってカウントされるのです。空气中にケイ素が浮いているのですがそれをどうしてもカウントしてしまう。そういった点を割り引いてみるとやはりもう少し下がるのではないかと。

一般環境基準、最高で〇・四二本というのが札幌市ですが、世界環境基準が一から一〇本となっています。一から〇・四二本の間当たり黒松内中学校が位置している非常に悩ましい問題なのです。非常に微妙なデータであるということです。

いま、軽々に天井に工事を行いますと、当然振動も発生します。例えばビニールを張るにしても接触します。そういうことによつて逆に飛散を加速するのでは

ないかという心配があります。実質的に例えば今手術すべきかどうかというのは総合的な所見で考えられると思うのです。

そういった点では八月に実施する訳ですから、それが適当な時期であると考えています。

その前に、廃校した学校の利用や町民センターの利用について、種々検討しました。これらの施設は全て小規模ですので全校生徒がそこで授業することは難しく、分断されることになり

ます。

引越しの問題、トイレの問題などもあります。労を少なくして効果の高い、仮設公社方式という形で実施していきたいと考えています。

道州制と市町村合併について

岩澤 史 朗 議員

の建物となっており、本町においては六施設あり、現地調査の結果目視確認によりアスベストの使用は見受けられませんでした。その他の材料でアスベスト含有については専門機関でなければ判断がつかないものと思われ、これらの施設で不安な材料を使用していると思われる場合は調査機関に依頼するよう指導

していきたく考えています。町が所有する公共施設のアスベスト使用状況の中で調査対象は平成八年以前に竣工した建物となっており、本町では九施設あります。設計書及び現地調査の結果、全施設とも使用は見受けられておりません。

したがって、いま現在には含有調査は考えていないところです。

質問

北海道は、十月二十九日を皮切りに十一月十三日までの期間に七ブロックにおいて合併審議会に対して分権型社会における本道地方自治の望ましい姿を提案し、将来の基礎的自治体の姿として二一の市に再編する大合併構想を展開しました。

この提案をみますと、人口三万人以上とする考えをまとめています。北海道二一あった市町村が来年度までに

一八〇になります。これが最終的に二一の市、広域圏に一つの巨大都市をつくる構想であります。

新法の五年間、二〇一〇年までに三万人未満の市町村はなくなるという自治破壊とも受け取れる内容です。嘗々として築いてきた各町村の基礎的自治体としてのまちづくりを高橋知事は全く評価をせず、多くの資料をもとに効率性のみを優先するやり方、この国のやり方を踏襲している訳です。まるで霞ヶ関の上でつくっ

た発想そのものです。北海道知事としての資格を疑問視せざるを得ません。

そうはいっても来年四月以降はこの方針に基づいて、道は五年間は強力にこの新法の内容を進めて来るものと思われま。

黒松内町を顧みますと、町村合併問題では南部後志三か町村の合併協議会を離脱し、長万部町との合併についても破綻した経緯があります。

いまは、本町の将来にとつてどのような形態がよいのか。単に合併しないということだけでは済まない。また、国や道がいつているから、いずれはそうなるというだけでは、憲法に保障されている地方自治の本旨を守り育てるということは到底できない訳です。

みずからしっかりと考えを持ち、黒松内町の特徴あるまちづくりを展開しなければならぬと思います。

私は、管内十九か町村が自主的に合併することを除き、それぞれが基礎的自治体として最小単位として残

ることが望ましいと考えています。さらに財政的な面から事務事業の効率を考えると、広域連合あるいは一部事務組合など、これらがさらに発展した形の形態を考えていく必要があります。

後志管内では、いろいろな取り組みがあると聞いていますが、現在どのような形になっているのか、お聞

かせいただきたいと思いま

答弁 谷口町長

いま知事が進めようとしている構想は七ブロック、二一市町村になります。七ブロックというのは、北海道の医療圏が七つあります。これを基本に考えているということです。その中から



後志支庁で行われた市町村合併推進に関する説明会

人口三万から五万ということを設定して、知事が来年度以降構想を打ち出すということになります。

議員は皆々と築き上げてきた自治体を無視しているというお話でした。そのことについては私も同感です。小さくても、その地域に

密着し、住民のために何ができるかということをきちんとしてやる町、よくいわれている小さくてもびかっとうい町、こういう自治体をつくれれば一番中身の濃い行政主体だろうと思つていて

議員から憲法で保障されているというお話ですが、憲法は一つの理想を追求している面もある訳です。憲法はあくまでも精神的な面があつて、それにどう近づけるかということが一つの目標になっています。したがってそういう目標をかかげる過程として、いま自治体は実態としてどうなっているのか。こう考えるとき私は合併という問題は避けて通れない部分だろうと思つています。

そういう意味から、昨年寿都町、島牧村、そして長万部町と、この問題について鋭意努力をしました。しかしいろいろな壁があつた。そして破綻になつたという経過があります。

私はこれは、住民の意思と受け止めていますから、したがって当然次のステップを考えなければならぬ。そういういわれたからといって、いまだどうする。こうするといふように立っていか

ない訳ですから、その時点で自立をせざるを得ない。そのために十か年の財政プランを示して、その中で町民の皆さんに努力をしてくれ、協力をしてくれというお願いをしている訳です。

道州制は中央政府や地方自治体の役割や権限を大きく見直しをし、地方自治体である道州、市町村がいまより大きな役割権限を担っていく形に変えていくというものです。

北海道は十五年に首相から本道における道州制のモデル的取り組みの要請を受け、十九年度までの四年間

を事業期間として北海道特区の検討に入つており、その概要は支庁制度のあり方も含め、北海道が持つている事務権限の内住民に近い市町村が実施することが望ましいものではない限り市町村に移譲すべく権限移譲の事務を進めています。

道州制は、地域のことは地域で決める、地域主権型社会に変えていくこととするものです。例えば保健福祉分野、まちづくり、産業の振興、人材の育成などは市町村が実施することになりますので、それぞれの業務を行うための制度の確立、実施基準を決定する権限、またそれらの財源問題など、様々な課題が解決されなければなりません。

地方分権時代におけるその受け皿となる基礎的自治体は、これまで以上に自立性の高い行政主体にならなければならず、総合的行政主体としてふさわしい権限、自立した自治を支えることができる財源、高度化する住民ニーズに対応できる専門知識を持った人材の確保

などが必要となります。

小さな自治体ではそれらの確保が困難であると判断されることからそれぞれ合併協議を進めてきたところですが、結果として合意に達することはできませんでしたので、当面は広域連携を模索しながらも、単独で運営をしていくことを考えています。

小規模町村の自治権の問題や経費の削減にも限界がありますので、いずれかの時期に合併の論議を再開する必要がありますと考えています。

管内の状況につきまして、後志町村会が北海道町村会に提出した今後の後志の自治体のあり方で、厳しさを増す行財政環境で自治体運営が困難な状況となることから、将来的には管内が一つになることを視野に合併を希望する地域は合併を進めながら、過渡期のあり方として効果的に広域行政を進めることの認識で一致し、十一月三〇日の町村長会議において広域連合発足について全員の賛同のも

とに十八年度から広域連合準備委員会事務局を発足させ、早ければ十九年度から順次広域連合をスタートさせることになりました。

また、北海道町村会においては、現在計画中の北海道合併基本構想に広域連合制度を含めた広域行政の有効性を明記するよう北海道に提言していくことが決定されています。

後志としてはどうなっているのだという質問ですが、かみ砕いていいますと、旧法では管内町村が一生懸命努力をしたけれども合併ができなかった。いま新法ができて知事が構想をつくる段階で、知事がつくったから正しいですよ、ということだけでは地域に受け入れられない。

したがって知事が構想を出す前に、後志町村会として一つのモデルを出すべきだろうと、合併を回避するためのモデルではなく、実質的にやろうとするモデルを出すべきではないかという意見になりまして、最終的に将来の過渡期として広

域行政を積極的に進めていく。その広域行政が長く続く中で、熟度が高まり、ごく自然にその時点で合併という問題も出てくるだろうと。

したがって、管内は当面広域行政でやっていって、熟度が増した時点で後志一本にという構想を持っているということですね。

各種検診の受診率向上のための対策について

岩澤 史朗 議員

質問

日本の医療費は年々増加傾向にあります。しかし、病院への受診率は必ずしも上昇傾向にありません。むしろ低下してきています。

これは長引く不況などにより受診を控えた方が増加していること、医療制度の度重なる改正により、窓口負担の増加があったことによるものです。医療費が伸びているのは病気が重症化しているからではないでしょうか。受診を控えて病気が重くなり、満を持して受診すれば医療費が大変かかることになりました。

答弁

谷口 町長

制しても医療費は逆に伸びていきます。医療費の削減をしたいのであれば、窓口負担を少なくし、医療内容を充実させ、あるいは小児科医などの専門医の養成、こういうことをまず解決していかなければならないと思います。

そして、各種検診の充実と生活習慣の見直し。これを自治体ぐるみで本格化しなければ医療費の削減はできないのです。いくつかの町村で成果を上げているのは、予防と検診の充実、そして生活習慣の見直しを迫る健康相談会の開催があります。保健師などを中心にした相談会の充実があります。

このようなことを考える

また、各種検診料金の受診率が大幅に低下しているのはどのような原因があるのか。受診率を高めようとしているのか疑問な点があります。今後の対策についてお聞きしたいと思います。

答弁

保健福祉課長

受診率の問題ですが、受診者数についてはその年によって変動があります。基本健診、肺がん、大腸がん検診など若干低下していますが、子宮がん、乳がん検診については対象年齢などの変更をしましたが、上昇傾向にあると考えています。

基本健診につきましては、四〇歳以上で、職場で健診を受ける方を対象外として除き、一般的には農家の方や自営業の方、専業主婦の方が中心になります。十五年度をピークに数字は下がってきております。これは成人病で定期的に医

療機関にかかっている方であれば、この健診を受けないでより適切な診断が受けられるよう専門の医療機関での受診をすすめていますので、受診率は下がってきていると思います。

胃がん、肺がん、大腸がん検診は、一日で受診できる総合検査とされていますので、一般の基本健康診査が下がったことによる影響が出ているものと考えています。

子宮がん、乳がんについては、年度毎にばらつきはありますが、概ね増加傾向にあります。

子宮がん検診は実数では下がっていますが国の健康指針が変わりまして、二年に一回ということになりましたのでこれを平年の数字にあわせると、そのような解釈になるということです。

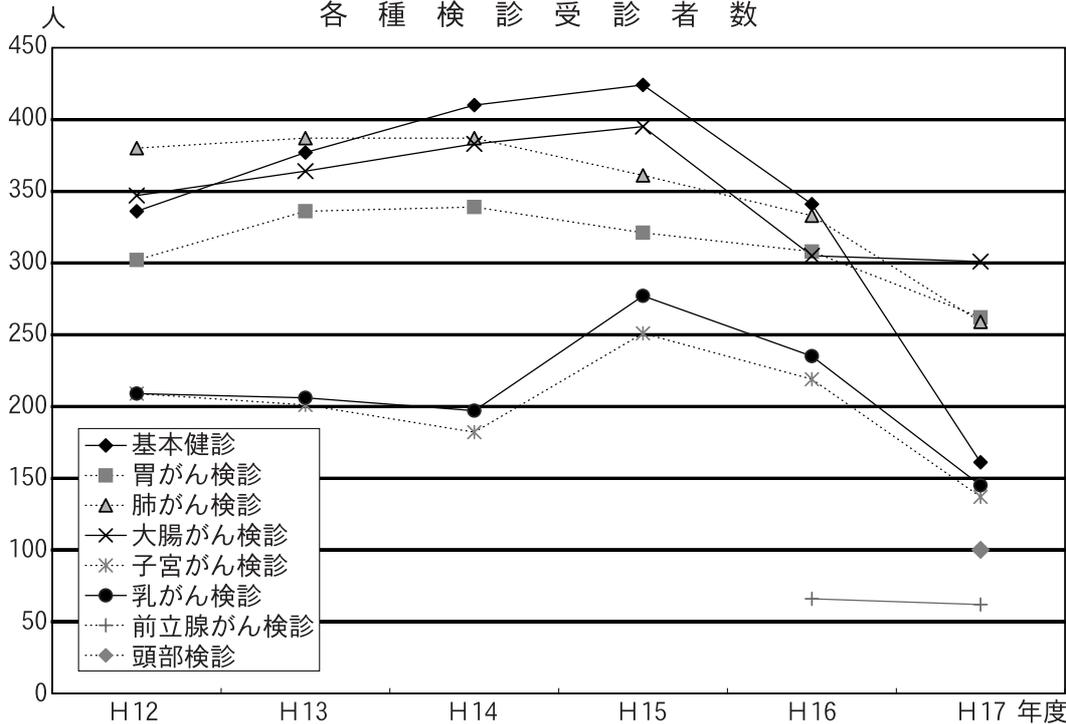
各種検診、基本健診はあくまでも二次検診と考えています。町民の健康を増進するためにはやはり一次予防といって、日常生活の中で、禁煙や食生活、適度

な運動をしていただくのが一番だと思います。これと基本健診をセットすることによって皆さんの

健康増進が図れると思います。保健師の指導としては、一般的には禁煙をしていた

だく、教育委員会と連携して適切な運動、歩け歩きの運動などを展開しています。

各種検診受診者数



行政改革について

長谷川 実議員



レーションでは、二一年で財政調整基金は底をつき、赤字自治体に転落する可能性が大であるといわれています。

質問

地方交付税の大幅削減により、本町の財政規模と財政力指数は昭和六〇年をピークに下降しており、追い打ちをかけるように三位一体改革により一段と弱い弱な財政基盤になってきております。今後人口の減少と高齢化、農業の不振などの要因から、飛躍的に改善される見込みがないと考えられます。このように厳しい財政事情の中で、十八年度予算編成に対し、町長をはじめ職員が一体となって最大の努力をされていると推察し、心から敬意を表するものです。

この難題をいち早く察知し、町長は十七年度見直し案八九項目を提案し、六三項目が解決されました。金額にして九七〇〇万円相当の改革がなされたことは本町にとりまして大改革であったと推察する次第です。十八年度は、予定している見直しは二六項目ですが、簡易水道と下水道使用料の見直し案は答えが出てきましたが、難題が目白押しにあります。

残された項目についての目標と計画について、町長の見解を求めます。

答弁

谷口町長

十七年度においては、長万部町との合併が整わなかったことから当面は自立を目指した行政運営を行う

黒松内町の財政シミュ



熱 郭 支 所

こととして、六三項目にわたり事業の徹底した見直しを行った結果、約九七〇〇万円の経費を圧縮できた訳です。

十八年度に向けて二三項目があります。特に今回議決いただきました水道料金と下水道料金の改定を十八年度に実施させていただく訳です。

予算編成に当たっては地方交付税がさらなる減額も見込まれることから、いままです以上徹底した経費の

削減を実施しなければならなく、特に経常経費については前年度対比五割減を目標に実施している事務の削減、合理化及び町単独事業の厳選などを通じて財源不足の圧縮とサービスにあつた住民負担の検討を行い、健全財政を維持していきたくと考えています。

サービスに合つた負担をお願いしたいということは、例えば検診についても二割負担、これは欠かせないところだと思えます。

具体的なものは、一つとして上下水道のことについては理解をいただいたところですが、その他の項目については、今後予算査定段階で改めて精査をしていきたい。

その中に熱郭支所廃止の問題があります。過般の町政懇談会のときにはこのこ

緊急通信網の整備について

上山 忠 義 議員



質問

緊急通信網としての防災無線の整備の質問は四回目になります。

十二年の第一回定例会では、町長の答弁は模索中、十三年は調査中、十五年は合併問題進行中である中で慎重を要するというものでした。

とについてお話をしてまいりました。ただなくしていいのかということではなく、なくなつたあとにどういう対応をするのかという問題が当然出てくる訳です。いままでもやってきたことを少しでも対応できることがないか、これから検討していきたいと考えています。

この必要性については毎回申し上げておりますので、今回省略しますが、近年世界各地で発生している大型災害や国内での豪雨、地震などによる災害の状況をみますと緊急通信手段は住民の生命を守るため最も重要なものと思えます。そのため防災無線は早急に整備しなければならぬものと考えます。

財政的に非常に厳しい時期にあることは十分承知をしていますが、無線機の機種の研究あるいは制度的な問題はどうなっているのか、問題点調査など、前向きに

取り組んでいただき早い時期に実行すべきものと考えます。

答 谷 町 長

町村が防災業務を行う上で、特に地域住民との間の効率的、効果的な防災通信網として採用される伝達システムが市町村防災無線であり、災害対策上はもちろんのこと、平常時には行政広報用として利用できる施設です。

一般的には、移動系無線施設と同報系無線施設から構成されています。整備方法としては、一つは全町の主要な箇所に野外スピーカーを設置する方法、二つには全世帯に個別受信機を取り付ける方法、三つにはこれらの組み合わせによる方法があります。

本町がこの方法を取り入れると事業費で二億円以上かかることから、設置について苦慮しているところです。特に設置してからの施設全体の維持補修費や各戸に設置する個別受信機の維持補修費が住民負担となることから、今後、先進地の状況調査を行い補助金制度について関係機関と十分調整を行った上で、本町に最も適した施設整備をしていきたいと考えております。防災行政無線の重要性、必要性については十分承知をしております。第二次総合計画延長実施計画におきましては、二一年度実施予定しているところです。この年度を基本にしまして、そつづれない時期に無線については考えていきたい。

答 総 務 課 長

国庫補助金は、農林水産省サイドと総務省サイドの助成制度があります。農林水産省サイドによりますと個別受信機が補助対

象外となることから総務省サイドの助成制度を活用しているところが多くなっています。

補助内容は、補助率三分の一、限度額が五四〇万円という形になります。十七年度までは北海道が策定する緊急事業五か年計画にのりますと七四〇〇万円となります。

この計画の継続について北海道とも協議しながら本町として二年度の計画にのせていくのかを検討していきたい。

事業費は前回の調査で二億五〇〇〇万円が見込まれますので、補助金の残りは過疎債になるものと考えます。

児童生徒の登下校時 安全対策について

上山 忠 義 議員

質問 児童生徒の登下校時の安全対策について伺います。

十二月に入ってから広島、栃木において連続して発生した小学生の殺害事件は、誰もが予想していなかった事件でありまして、未解決の痛ましい事件でありました。本町では絶対あつてはならない事件であるうと思えます。

そこで、本町における安全対策についてですが、第一回定例会において私から

申し上げてきたところですが、その後、どのような対策を講じられているのかお知らせをいただきたいと思えます。

答弁 若見 教育長

この事件を受けまして北海道教育委員会から、幼児、児童生徒の安全確保の徹底ということで通知が来ております。

具体的には、定められた通学路を通り、可能な限り複数で登下校すること、あるいは知らない人から声を

かけられそうな気配を感じたり誘われた場合には、その場から離れ、絶対に行かない。不審者による被害や不審情報があつた場合には、直ちに警察、教育委員会に連絡をして、不審者を目撃したり危険に遭遇した場合には、保護者や学校に必ず知らせよう指導することなど、各小中学校に対して周知徹底を図ったところではあります。

地域の対策としては、防犯協会による小学校入学時の防犯ブザーの寄贈があり、四月には未配付だった学年への配付も完了しています。地域の取り組みとしては子ども一〇番の家があります。PTA連合会が中心となり警察や防犯協会と連携しながら、個人や商店、事業所へのステッカー掲示をお願いしています。現在の登録状況は、全体で八〇か所。黒松内が五〇か所、白井川が二五か所、中の川五か所になります。

また地区生涯学習センターの月例パトロールも行われているところです。

各学校においては、PTAと連携した登校時の街頭指導、下校時間帯の巡回、自家用車への防犯巡回ステッカーの掲示、不審情報があつたときの集団下校に関する訓練など、安全対策に鋭意努力しているところです。

本町においてはこのような痛ましい事件が起きないよう、保護者、地域、警察などと連携を深めながら、登下校時の安全性を高める

と共に、各関係機関と協力して安全安心な学校づくりのための推進体制の強化や防犯意識の高揚を図ってまいります。



地域などで登下校時の安全を高めることが必要

議会の様子がインターネットで見ることができるようになりました。

3月の定例会から、議会の様子がインターネットで配信されています。

また、生中継だけでなく、議会が終わってからもインターネット上で議会の様子を見ることができます。是非ご覧ください。

黒松内町のホームページから、「町役場からの情報」をクリックして、「議会中継」をクリックしてください。



議会の動き

11月

- 11日 簡易水道事業給水条例等審査特別委員会
まちづくり条例審査特別委員会
- 12日 中ノ川小中学校学芸会
地方分権改革総決起大会 (東京都)
- 21~22日 決算特別委員会
- 24~25日 町村議会議長全国大会 (東京都)
- 24日 老人保健施設増床落成式
国保病院調査特別委員会
- 27日 黒松内町社会福祉大会
- 28日 第5回臨時会

12月

- 3日 自民党道連政経セミナー (札幌市)
- 7~14日 第4回定例会

- 7日 簡易水道事業給水条例等審査特別委員会
国保病院調査特別委員会
- 23日 つくし園クリスマス会
- 30日 老人ホーム年取り

1月

- 5日 消防出初め式
- 23日 議員協議会
国保病院調査特別委員会
総務・社会常任委員会

2月

- 1日 議員協議会
市町村合併推進に関する支庁管内説明会(倶知安)
- 6日 第1回臨時会
総務・社会常任委員会
- 7日 愛媛県西予市訪問団受入式
- 14日 病院医師派遣道要請
- 16日 管内町村議会議長会定期総会 (洞爺)

編集後記

議会広報一五三号をお届けいたします。本号は、十七年第四回定例会での一般質問を中心とした内容となっております。

昨年、十二月中旬から降った雪は年前に消えることなくさらに降り続き、行政の方は「大雪対策本部（本部長 谷口町長）」を組織しました。ボランティアが独居老人世帯を中心に除雪を致し、老人からは大変喜ばれたようであります。

先日、黒松内町協働づくり推進委員会が主催の江戸川大学の鈴木輝隆教授による「高齢化、少子化、財政難」に悩む町村をテーマに「みんなで歩む地域づくり」の講演を聞く機会がありました。私は、改めて「この黒松内の今後は、全ての町民が考えていると思う課題」という大きな問題についてさらに熟慮する時期にきているのではないかと思います。そこで、町民の皆さんにお願いがあります。どんな些細なことでも良いですから黒松内に関する話を聞かせください。

連日の除雪作業大変だと思えますが、風邪などを引かないように体に気を付けてお過ごしください。

(武田)

広報編集委員長 武田 仁
副委員長 菅 勉
委員 藤村 山 賢
戸澤 和 幸

議会を傍聴してみませんか？

議会のうごきをあなたの目で耳で

第1回定例会は、3月6日(月)から開会予定です。
詳しい日程については、ホームページ又は議会事務局に直接お問い合わせください。

お願い



議長宛の文書は、議会事務局までお届けください。

この広報は、自然環境への優しさを考え、再生紙と大豆インクを使用しています。

発行 黒松内町議会
編集 広報編集委員会

〒048-0192
北海道寿都郡黒松内町字黒松内 302 番地1
TEL 0136-72-3311 内線36・37
FAX 0136-72-3830